

## 令和2年度 横浜市福祉サービス第三者評価 受審料に係る補助制度について（案内）

横浜市では、福祉サービス第三者評価の受審促進と、令和元年度から神奈川県域で使用を開始している評価基準の定着を図るため、福祉サービス第三者評価の受審料補助を行っています。福祉サービスの質の向上のため、この機会に、是非受審を御検討ください。

### 1 補助内容について

#### (1) 補助の対象となる福祉サービス第三者評価

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（以下「推進機構」）が定める評価基準を使用し、推進機構の定める要件を満たして実施する福祉サービス第三者評価  
※契約締結、評価の実施、評価結果確定までをR2年度中に完了するもの

#### (2) 補助の対象となる施設種別

対象分野	対象施設
高 齢 分 野	特別養護老人ホーム
	介護老人保健施設
	養護老人ホーム
障 害 分 野	施設入所支援
	生活介護
	自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）
	就労移行支援
	就労継続支援（A型・B型）
保 護 分 野	救護施設
	更生施設

#### (3) 補助金交付額

評価機関に支払う受審料（消費税相当額を除く）の2分の1  
※1件あたりの上限は30万円（予算の範囲内で先着順に受付）

#### (4) 補助対象外となるもの

- ① 国立、神奈川県立及び横浜市立の施設が実施する福祉サービス第三者評価
- ② 5年以内に本助成を受けた施設が実施する福祉サービス第三者評価
- ③ 神奈川県社会福祉協議会から受審料の補助を受ける福祉サービス第三者評価

### 2 申請について

#### (1) 全体の流れ

別添の申請スキームにて御確認ください。なお、補助金交付は、予算の範囲内で申請先着順での対応となります。申請を御希望の場合は、まずはお問い合わせください。

## (2) 提出書類

「横浜市福祉サービス第三者評価受審料補助金交付要綱」に基づく各種書類  
※様式は本市 Web ページ（以下のURL）からダウンロードできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kenko/sonota/kenko/sonomu/daisansya.html>

## (3) 評価実施可能な評価機関

推進機構の認証を受けている評価機関にお問合せください。

※評価機関一覧は、以下のURLで確認できます。

[http://www.knsyk.jp/c/3hyouka/kikan\\_hyoukakikan](http://www.knsyk.jp/c/3hyouka/kikan_hyoukakikan)

### (参考1) 福祉サービス第三者評価について

事業者の提供するサービスの質を、当事者（利用者や事業者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的・客観的な立場から評価を行います。行政の監査とは異なり、最低基準を満たしているかどうかを確認するのではなく、評価結果を広く公表することにより、各事業者がよりよいサービスを提供できるように誘導する役割を持っています。

具体的には、推進機構の認証を受けた評価機関が、推進機構の定める評価基準を使用し、事業者及び利用者（必要に応じてその家族）に対する訪問・ヒアリング・アンケートなどによる調査を行います。その上で、事業者の提供するサービスの質を専門的かつ客観的な立場から総合的に評価し、その結果は推進機構の Web サイトで公表されます。

### (参考2) 他制度等との違い

他制度等	主な違い
福祉サービス第三者評価制度	目的：①より望ましい水準のサービスの迫及 ②利用者による適切なサービス選択 実施：任意
介護サービス情報公表制度	目的：利用者による事業者の適切な選択 実施：義務（調査は必要に応じて随時）
行政監査	目的：法令で定める最低基準（職員の配置数や会計処理など）が適切に守られているかの点検 実施：義務

※推進機構 公表資料 「福祉サービス第三者評価と他制度等との違い」 から抜粋

#### 【お問合せ先】

横浜市健康福祉局企画課 稲垣・竹地  
TEL 045-671-3662  
FAX 045-664-4739  
E-mail [kf-hyouka@city.yokohama.jp](mailto:kf-hyouka@city.yokohama.jp)